

資料1 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（素案）に関するパブリックコメントの実施結果の概要について

1. 意見の募集方法

意見募集期間：平成18年1月4日（水）～平成18年2月3日（金）

告知方法：環境省のホームページ、記者発表

意見提出方法：電子メール、ファックス、郵送

2. 寄せられた意見の概要

(1) 受付数

電子メール	ファックス	郵送	合計
236通	26通	35通	297通

(2) 意見の概要（延べ意見数 2,976件）

- ・基準の各項目にわたって多くの意見があった。
- ・本基準は、実験動物の飼養保管方法、苦痛の軽減方法、安楽殺処分の実施方法に関して定めたガイドラインであるが、立入調査、委員会の設置義務化など強制力のある規制の導入を求める意見が多い傾向にあった。
- ・各項目ごとに寄せられた意見数の内訳は、以下のとおり。

基準全体	120件
第1 一般原則	999件
第2 定義	143件
第3 共通基準	735件
第4 個別基準	837件
第5 準用	137件
その他の意見	5件

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（素案）に対する意見の概要と意見に対する考え方

全般的な意見

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
全体	「努めるべき」を「しなければならない」等に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、これを踏まえた表現としているものです。	46
全体	「実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」を削除すべきである。	動物愛護管理法第41条において「科学上の利用の目的を達することができる範囲において」と規定されていること等から、「実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」苦痛の軽減を図るものであると考えています。	40
全体	「実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」の後に「実験の支障を及ぼさない範囲をあらかじめ実験の始まる前にレポートし、獣医師、一般人、実験に関する専門知識をもつものを加えた、実験動物に関する第三者委員会にて、検討してから実験をはじめ。」を追加すべきである。	本基準が動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、実験等の適正化については規定する必要はないものと考えています。	1
全体	「できるだけ」や「なるべく」等といった記述を削除すべきだと強く願います。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、これを踏まえた表現としているものです。	1
全体	免許制度や許可制度などを導入すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、免許制度や許可制度など強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
全体	第6「通知義務」という項目を追加すべきである。	同上	2
全体	苦痛を軽減させる為の麻酔の種類、期間、回数、鎮痛剤の投与、施設における術後の回復における世話など、詳細に記載すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該基準に盛り込まれていると考えています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	2
全体	変えがたい苦痛を与える実験はしてはならないこと、実験の目的よりも生命倫理が上位の観念であることを明記すべきである。	動物愛護管理法第41条において「科学上の利用の目的を達することができる範囲において」と規定されていること等から、「実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」苦痛の軽減を図るものであると考えています。	2
全体	実験動物の生産、繁殖、輸入、代理等の業者もこの基準の遵守義務があることを明記すべきである。	本基準は実験動物の飼養及び保管をする場合に適用される基準であり、ご指摘の業者であることをもって自動的に適用されるものではありません。	1
全体	畜産目的であっても実験動物である限りは本基準が適用されることを明確にすべきである。	畜産目的で飼養及び保管をされる動物には「産業動物の飼養保管基準」が、実験目的で飼養及び保管をされる動物には「実験動物の飼養保管等基準」が適用されます。	1
全体	「対象となった動物への感謝の気持ちを忘れずに今後の実験にもあたること」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該基準に盛り込まれていると考えています。	1
全体	動物が余計な苦痛を味わないように、実験動物における基本的な考え方を充実させるべきである。	同上	1
全体	「実験実行者ならびに管理者は、環境省に対し動物の種類個体数ならびに実験方法と実験用途の報告を3ヶ月ごとに行うこと。文書2399：公文書として取り扱われる。」を追加すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、報告の義務づけなど強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
全体	3Rを徹底する記述を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該基準に盛り込まれていると考えています。	1
全体	動物に対して不適切な対応をしたものには処罰をするとか公的な機関が動物実験を監督するなどの改定を行うべきである。	現在も、虐待等の不適切な動物の取扱い、罰則の対象となっています。また、本基準は努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、監督するなどの規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
全体	罰則規定を設け、第三者機関の査察により本基準に不適正な場合、罰則金又は実験動物管理機関の停止若しくは禁止処分とする。	本基準は努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
全体	「実験管理者及び実験実施者以外の第三者（実験に必要なかかという主観的な判断や種々の利害関係から自由であり、「動物愛護」の視点から厳正な判断を下すことのできる者）が記録管理に立会いそのデータを保管しながら、実験動物の人的な取り扱いと安楽死が規定どおりに遂行されているかを、現場への定期的視察によって厳密に調査する。」を追加すべきである。	同上	1
全体	「大学などの教育の場での動物を用いた実験を全面廃止し、代替法を利用すること」を追加すべきである。	動物を用いた実験が必要な場合もあることから、全面廃止は困難であると考えます。	1
全体	「トイレットリー開発、製造施設での、実験動物を全面廃止し、代替法を利用すること」を追加すべきである。	同上	1
全体	文章がわかりにくい。箇条書きにすべきである。	簡潔明瞭な文章であると考えています。	3

全体	管理組織のあり方を一つの条項にまとめて、明確に示すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該基準に盛り込まれていると考えています。	1
全体	実験動物の飼養において獣医学的管理の考え方を明確にすべきである。	同上	1
全体	実験動物の飼養及び保管をする業者や社会などに対して、行政側の権限によって定期的に抜き打ち検査のような視察をするべきです。そして法律や条例によって厳しく監視してほしいと思います。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、抜き打ち検査などの強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
全体	全ての実験に対して代替法を検討すべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること」と規定しています。	1
全体	実験全てに苦痛の軽減のため動物の看護師さんの立会いを検討すべきである。	実験動物の苦痛の軽減を図る上で、必ずしも動物の看護を専門とする者の立ち会いを必要とするものではないと考えています。	1
全体	「等」という抽象的な表現を全て具体化、あるいは削除すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の解説書等において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
全体	実験動物生産業者の登録制を実施すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、登録制の実施などの強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
タイトル	実験動物の後に「及び製品用動物」を追加すべきである。	本基準は実験動物を対象としたものです。	1
タイトル	どんな意見が来ても「苦痛の軽減」だけは絶対に外さないでほしい。	ご指摘の趣旨は、当該基準に盛り込まれています。	1
タイトル	「苦痛の軽減」を削除すべきである。	できる限り苦痛の軽減を図ることは、法律に明記されていることから、削除することはできないものと考えています。	2

120

第1 一般原則

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第1-1	冒頭に「代替法がない実験に限り」を追加すべきである。	動物を科学上の利用に供するに当たっては、代替法がない実験に限定する必要はないものと考えています。	2
第1-1	「動物を科学上の利用に供することは」「教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することは」に修正すべきである。	「第2 定義」で明確にしていることから、修正の必要はないものと考えています。	2
第1-1	「動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その利用に当たっては、」の「必要不可欠」を削除すべきである。	動物を科学上の利用に供することは必要不可欠であることから、修正の必要はないものと考えています。	159
第1-1	「必要不可欠なものであるが」を「必要となる場合もあるが」等に修正すべきである。	同上	6
第1-1	「必要不可欠なものであるが」を「現時点では、やむをえない手段であるが、いずれ動物を供する方法に変わる方法への転換を目指し」に修正すべきである。	同上	1
第1-1	「必要不可欠なものであるが」を「現状では必要なものであるが」に修正すべきである。	同上	1
第1-1	「必要不可欠なものであるが」を「やむをえないものであるが」に修正すべきである。	同上	15
第1-1	「その利用に当たっては、」の後に「代替法がない実験に限る。」を追加すべきである。	動物を科学上の利用に供するに当たっては、代替法がない実験に限定する必要はないと考えています。	1
第1-1	「動物が命あるものであることにかんがみ、」を「動物が命あるものであり、苦痛を感じることにかんがみ」に修正すべきである。	法文の表現を踏まえたものであることから、修正の必要はないものと考えています。	8
第1-1	「動物が命あるものであることにかんがみ」を削除すべきである。	同上	1
第1-1	「命あるもの」を「人間と同等に生存の権利があるもの」に修正すべきである。	人間と動物は、法的に同等に扱われるものではありません。	1
第1-1	「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、」を削除すべきである。	法文の表現を踏まえたものであることから、修正の必要はないものと考えています。	93
第1-1	「科学上の利用の目的を達することができる範囲」の範囲を具体的に示す文言を追加すべきである。	各実験等により異なることから、具体的に示す文言を追加することは困難であると考えています。	1

第1-1	「科学上の利用の目的を達することができる範囲において」を「科学上の利用の目的を達することができる範囲に止まらず」に修正すべきである。	法文の表現を踏まえたものであることから、修正の必要はないものと考えています。	1
第1-1	「科学上の利用の目的を達することができる範囲において」を「科学上の利用の目的をほぼ確実に達することができる範囲において」に修正すべきである。	同上	1
第1-1	「できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること」の「できる限り」を削除すべきである。	同上	14
第1-1	「できる限り動物を供する方法に代わり得るもの」を「原則として動物を供する方法に代わり得るもの」に修正すべきである。	同上	1
第1-1	「できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮すること、及びその利用に必要な限度において、」を「実験のために選ばれる動物は、適切な種及び質であり、科学的に信頼のおける結果を得るために必要最低限の数とすべきこと、」に修正すべきである。	同上	1
第1-1	「できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること」の「できる限り」を削除すべきである。	同上	14
第1-1	「できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること」の前に「および、重複した実験を避けること」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。このことについては、当該基準の解説書等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	1
第1-1	「できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮すること」を「できる限りその利用に供される動物の数は年間 頭までとし動物を適切に利用することに配慮すること」に修正すべきである。	色々なケースがあること等から、具体的な数値の設定は困難であると考えています。	2
第1-1	「こと等により」を「ことに徹し」に修正すべきである。	手段を明示したものであることから、「こと等により」が適切な表現であると考えています。	1
第1-1	「動物を適正に利用するように配慮すること」を「動物の利用は極力しないように配慮すること」に修正すべきである。	動物愛護管理法においては、動物の利用を否定的に捉えるものではありません。	1
第1-1	「及びその利用に必要な限度において」を削除すべきである。	法文の表現を踏まえたものであることから、修正の必要はないものと考えています。	38
第1-1	「できる限りその動物に苦痛を与えない方法によって行うこと」の「できる限り」を削除すべきである。	同上	12
第1-1	「できる限りその動物に苦痛を与えない方法によって行うことを徹底する為に」を削除し、「国際基準に従い、動物福祉の観点に立って、代替法がなく避けられないケースであると第三者委員会が認定する場合においてのみ、最小限の数と最小限の苦痛に最善の努力を図りながら、抜き打ちの審査なども導入しながら、動物を科学上の利用にやむを得ず使用する。こうした、過程を経ない場合は、国際的な訴訟や会議の場に訴えるなどの、措置もとらざるをえない。」を追加すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、抜き打ち審査などの強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
第1-1	「できる限りその動物に苦痛を与えない方法によって行うこと」を「すべての実験動物には原則として麻酔下で行うこと」に修正すべきである。	実験の目的を達成するためには麻酔薬を使用できないこと等があるため、修正の必要はないものと考えています。	1
第1-1	「苦痛を与えない方法によって行うことを徹底するために」を「苦痛を与えない方法によって行うために」に修正すべきである。	徹底することが必要であるため、修正の必要はないものと考えています。	2
第1-1	「できる限り」を削除すべきである。	法文の表現を踏まえたものであることから、修正の必要はないものと考えています。	1
第1-1	「できる限り」を実験者の英知をかけて」に修正すべきである。	同上	1
第1-1	「動物の生態及び習性に配慮し」を「動物の生理、生態、習性を深く理解及び配慮し」等に修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。	2
第1-1	「動物の生態及び習性に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任」の「感謝の念」を削除すべきである。	感謝の念は必要なものと考えています。	78
第1-1	「動物に対する感謝の念及び責任をもった適正な飼養」を「犠牲となる動物たちの命に対する感謝の念及び責任をもった適正な飼養」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。	1
第1-1	「感謝の念及び責任」に動物に対して謙虚であるような意思を入れてほしい。	同上	2
第1-1	「動物に対する感謝の念」を「常に動物の立場にたった気持ちを忘れず」に修正すべきである。	常に動物の立場にたった気持ちを規定することは必要がないと考えています。	1

第1-1	「責任」の在り方を詳細に規定し追加すべきである。(例)飼養動物の習性に照らした、日照時間、触れあい時間、休憩時間、術後の回復期間、回復方法、手術の回数の制限など。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。このことについては、当該基準の解説書等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	1
第1-1	「適正な飼養及び保管並びに科学上の利用に努めること」を「適正な飼養及び保管に徹し、科学上の利用は最小限に止めること」に修正すべきである。	科学上の利用は最小限に止める規定ではないことから、修正の必要はないものと考えています。	1
第1-1	「科学上の利用に努めること」の後に「各団体において徹底した管理責任者を置くこと。万一これらの考え方に対する意識が希薄であり、適切でない動物実験が行われた時には動物愛護法に基づいて管理者及び当該者は罰せられることとする。」を追加すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、強制力のある規制を課することは制度上できないこととなっています。	1
第1-1	「極度の苦痛を与える実験は行わないこと」を追加すべきである。	実験の目的を達成するためには苦痛を与えざるを得ない場合があるため、修正の必要はないものと考えています。	1
第1-1	「代替法が発案されている実験に関しては将来的にそちらに移行する処置をする」を追加すべきである。	代替法が発案されていることをもって、必ずしも動物実験の必要性を否定するものではありません。	1
第1-1	「動物の苦痛を軽減する為に、将来的に全実験を代替法に変える研究をする」を追加すべきである。	同上	1
第1-1	「研究内容を公表し、同じ実験を多数の施設で行わないようにする」を追加すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、強制力のある規制を課することは制度上できないこととなっています。	1
第1-1	「第三機関の視察の導入を義務化すること」を追加すべきである。	同上	1
第1-1	「実験前に動物を使用する必要があるかどうかを第三者機関と審議すること」を追加すべきである。	同上	1
第1-1	「その利用に供される動物の数」を具体的に決めるべきである。	色々なケースがあること等から、具体的な数値の設定は困難であると考えています。	1
第1-1	「さらに、動物実験の実施者は、コンピューターやIT技術の利用などによる動物実験に代わる実験方法を開発するよう努めなければならない。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。このことについては、当該基準の解説書等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	1
第1-1	全文を「動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものである。しかしながら、その利用に当たっては、動物が命あることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物の代替、使用数の削減、ならびに動物への苦痛軽減に努めなければならない。そのためには、動物の生態及び習性に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任をもった適切な使用及び保管並びに科学上の利用に努めなければならない。さらに、実験動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺の生活環境の保全に努めなければならない。」に修正すべきである。	同上	2
第1-1	全文を「動物を科学上の利用に供する場合は、動物が命あるものであることにかんがみ、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること、できる限りその動物の苦痛を軽減すること。」に修正すべきである。	同上	15
第1-2	「動物の選定」という項目名を「動物の選定及び入手方法」に修正すべきである。	同上	1
第1-2	「管理者は、施設の立地及び整備の状況、飼養者の飼養能力等の条件を考慮して」を「管理者は、飼養者の飼養管理教育を義務付け、管理知識と技能を修得したものにのみ管理に従事させ、且つ、施設の立地及び整備をした上で、実験動物の種類等が計画的に選定されるよう努めること」に修正すべきである。	同上	1
第1-2	「施設の立地及び整備の状況、飼養者の飼養能力等の条件」を「施設の立地及び整備の状況、実験計画及び内容、飼養者の飼養能力等の条件」に修正すべきである。	同上	1
第1-2	「整備の状況」の後に「実験実施者が策定した実験等の計画、」を追加すべきである。	同上	2
第1-2	「実験動物の種類等」を「実験動物の種類及び頭数等」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。このことについては、当該基準の解説書等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	1
第1-2	「計画的に」の前に「適正かつ」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第1-2	「ように努めること。」を「ようにすること。」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、これを踏まえた表現としているものです。	2

第1-2	「動物実験専用繁殖された動物以外の動物（野生動物・野良犬・野良猫・元家庭動物や元展示動物などの素性のはっきりしない個体）を実験動物として用いない。」等を追加すべきである。	動物実験専用繁殖された動物以外の動物を使用しなければならない場合もあると考えています。	18
第1-2	「その選定に当たっては、専門書の調査、並びに専門家、関係団体、他の機関等に相談するなど、適切な情報収集を行う。」を追加すべきである。	必ずしもご指摘のようにしなくてもよい場合もあると考えています。	1
第1-2	「管理者は、導入しようとする動物が関係法令に遵守した方法で入手されたことを確認すること。」を追加すべきである。	当然のことであることから、明記の必要はないものと考えています。	57
第1-2	「管理者は入手する動物が法令基準に則った取扱業者由来であることを確認すること。」を追加すべきである。	取扱業者由来でない動物の場合もあることから、修文は困難であると考えています。	30
第1-2	「また、適切に繁殖飼育された動物を購入すること。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。	1
第1-2	「許可を受けた繁殖施設のみの実験動物を使用すること」を追加すべきである。	現在、我が国では繁殖施設の許可制度をとられていません。	1
第1-2	「施設規模、人員に対しての実験動物の頭数を定めること」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。	1
第1-3	「周知」という項目名を「体制の整備並びに基準の周知」に修文すべきである。	文意はほぼ同じであるが、簡略化された表現のほうがより妥当であると考えています。	30
第1-3	「客観性及び必要に応じた透明性を確保しつつ」の「必要に応じた」を削除すべきである。	実験によっては、透明性を確保し難いものもあることから、修文は困難であると考えています。	92
第1-3	「客観性及び必要に応じた透明性を確保しつつ」を削除すべきである。	同上	2
第1-3	「動物の愛護及び管理の観点」を「動物の愛護、福祉及び管理の観点」に修文すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第1-3	「委員会は社会的公平を期するために当該実験動物施設と利害関係のない第三者および動物福祉関係者を一定数加えること」等を追加すべきである。	当該基準の解説書等において、第三者を加えることについては、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	67
第1-3	「委員会には、実験動物学又は獣医学に関する知識並びに経験を有する者を含めて構成する。委員はできる限り当該機関と利害関係のない外部の専門知識を持つ人間を含める。」を追加すべきである。	同上	1
第1-3	「委員会は当該実験施設と利害関係のない動物福祉関係者・生命倫理専門家・動物行動学者・獣医・疼痛学者等が委員数の3分の1を構成すること。」を追加すべきである。	同上	1
第1-3	「実験動物倫理委員会は、社会的公正を期するために、以下の実験施設に対する第三者をも一定数含めること。すなわち動物福祉関係者、実験動物又は獣医学に関する知識並びに経験を有する者、人文系生命倫理領域の有識者等。また、倫理委員会は、実験実施者に対し、実験計画書を作成させ、これを審査するとともに、倫理的または科学的に適正でない認められる場合、または動物の苦痛に比して重要性が低いと認められる場合、既知や類似の実験データが存在すると認められる場合には、実験実施者に対し、実験方法の改善または実験内容の変更と実験計画書の再提出若しくは実験計画の取下げを行わせること。倫理委員会は、当該機関の施設を査察し、実験動物の飼養及び保管状況並びに実験等の実施状況を把握して、管理者に報告及び助言を行うとともに、実験計画書から逸脱した実験等又は倫理的及び科学的に適正でない認められる実験等については、実験実施者に対して実験方法の改善、又はその実験の中止を指示すること。」を追加すべきである。	同上	1
第1-3	「管理者は、本基準の遵守指導を行う委員会の設置」を「管理者の遵守指導を行う第三者機関の設置、第三者機関においては、定期的に査察を行うこと」に修文すべきである。	同上	1
第1-3	「実験実施者は実験倫理委員会について実験計画書を提出して、審査を受けること。計画書には、実験の意義、方法、実験期間、実験者の氏名、使用する動物の種類と頭数、実験動物の入手先、苦痛の程度、苦痛の軽減の方法、実験終了後の処置、代替法の有無などを記入すること。委員会は実験を行う意義があるか、使用する動物の頭数は妥当か、極度の苦痛を与えないかなどを、厳正に審査すること。実験終了後に実験実施者は報告書を委員会に提出すること」を追加すべきである。	本基準は、動物実験の適正化に係るものではなく、努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、修文の必要はないものと考えています。	1
第1-3	「委員会の設置又はそれと同等の機能の確保」の「又はそれと同等の機能の確保」を削除すべきである。	施設によっては委員会を設置できない場合があるため、「同等の機能の確保」は必要であると考えています。	63

第1-3	「本基準に即した指針の策定等」を「本基準に即した指針等の策定等」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。このことについては、当該基準の解説書等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	1
第1-3	「本基準に即した指針の策定等」を「本基準に即した内部規則の策定等」に修正すべきである。	同上	1
第1-3	「施設内における本基準の適正な周知に努めること。」を「本基準を厳格に遵守すること。」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、これを踏まえた表現としているものです。	2
第1-3	「施設内における本基準の適正な」を「施設内における本基準の適正かつ徹底した」に修正すべきである。	同上	1
第1-3	「関係団体、他の機関等と相互に連携を図る等により」を削除すべきである。	周知を図るためには、連携が必要と考えています。	1
第1-3	「連携を図る団体には動物愛護団体や一般の人々も含めること。」を追加すべきである。	必要に応じてケースバイケースで検討されるべきものと考えています。	1
第1-3	どこに誰が周知し、外部のどこと連携をはかるのか決めるべきである。	同上	1
第1-3	「本基準に即した指針の策定等の措置を講じる等により」の「る等により」を削除すべきである。	他機関が策定したものを活用する場合もあるため、修正の必要はないものと考えています。	51
第1-3	「当該周知が効果的かつ効率的に行われる体制の整備に努めること。」を「体制の整備並びに本基準の周知が効果的かつ効率的に行われるように努めること。」に修正すべきである。	本文は体制の整備について言及したものであることから、修正の必要はないものと考えています。	52
第1-3	「に努めること。」を「を図ること。」等に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、これを踏まえた表現としているものです。	3
第1-3	「適正な周知に努めること」を「適正な実施を行うこと」に修正すべきである。	同上	1
第1-3	「動物実験指針の設置」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	2
第1-3	「行った動物実験はすべて、ネット等により公開すること。結果も市民に伝え、月に1度動物のボランティアをやっている人間や、市民から募集した人間などが実験施設に立ち入り検査に入ることとする。その場合、生活の保障として一日分に当たる手当を支払うとする検査に入った人間は、環境省にレポートを提出する。」を追加すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、公開や立ち入り検査などの強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
第1-3	委員会の設置等の内容と周知については条項を分離すべきである。	必ずしも分離する必要はないものと考えています。	1
第1-3	第1-3周知を1「大学等研究機関の動物実験施設の文科省への届出制」2「動物実験倫理委員会の設置」3「動物実験計画書に動物福祉の3R原則の審査を導入」4「動物実験委員会は合議制で開催」5「実験終了後の評価」6「実験動物生産業者の登録制の実施」7「動物実験実施者の資格制・研修制」8「動物実験施設の管理」9「情報公開」として構成すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、届出の義務づけなどの強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
第1	4「監査」として「本基準が周知徹底され、遵守されていることを確認するため、第三者機関による抜き打ちの動物福祉監査を受け入れること。指摘事項は是正し、第三者機関により是正措置完了の確認を受けること。」を追加すべきである。	同上	5

999

第2 定義

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第2 (1)	「実験等の利用に供するため」を「実験等の利用の目的で供するため」に修正すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正の必要性はないものと考えています。	1
第2 (1)	「両棲類・魚類・及び昆虫など無脊椎動物」を追加すべきである。	現時点では、追加する必要はないものと考えています。	1
第2 (2)	「教育」を削除すべきである。	法文の表現を踏まえたものであることから、修正の必要性はないものと考えています。	1
第2 (2)	「生物学的製剤」とは何を含むのかという情報を追加すべきである。	このことについては、当該基準の解説書等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	1
第2 (2)	定義が曖昧であるので、真に必要であるかどうか判断する第三者の存在を追加すべきである。	曖昧ではないと考えています。	1

第2 (3)	「但し繁殖、販売施設を含む」を追加すべきである。	本基準は実験動物の飼養及び保管をする場合に適用される基準であり、繁殖、販売施設であることをもって自動的に適用されるものではありません。	52
第2 (4)	「管理者」を「実験動物施設管理者」に修正すべきである。	施設管理者にとどまらないことから、修正の必要はないものと考えています。	1
第2 (4)	「実験動物の飼養及び保管に関して責任を有する者」を「実験動物の飼養及び保管、実験等に関して責任を有する者」に修正すべきである。	本基準は、動物実験の適正化に係るものではなく、努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、修正の必要はないものと考えています。	1
第2 (4)	「管理者 実験動物の飼養及び保管に関して責任を有する者」を「国によって与えられた個人免許またはプロジェクト免許を有する者 国によって与えられた個人免許またはプロジェクト免許を有する者は国に手数料および税金を支払わなければならない。実験動物と関わる者は国から与えられる免許を取得すべきであり、無免許での動物実験は違法とする。」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、免許制などの強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
第2 (4)	「管理者 実験動物の飼養及び保管に関して責任を有する者」を「管理者 実験動物及び施設を管理する者（法律上、研究機関の長あるいは法人を代表する者）をいう。ただし、研究機関あるいは法人が大規模であり、研究機関の長あるいは法人を代表する者が全ての実験動物及び施設を管理することが実際に不可能である場合、研究機関の長あるいは法人を代表する者が指名委任した者を管理者とすることができる。」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。このことについては、当該基準の解説書等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	1
第2 (5)	「実験動物管理者」を「実験動物管理担当者」に修正すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正の必要性はないものと考えます。	1
第2 (5)	「管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう」を「管理者を補佐し、本基準に沿った実験動物の適正な管理を行うとともに、実験動物の適正な取扱いに関して、実験実施者及び飼養者を監督する者をいう」等に修正すべきである。	当該者の監督の範囲については、機関により異なるものであることから、修正の必要はないものと考えます。その他のご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。このことについては、当該基準の解説書等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	59
第2 (5)	「管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう」を「管理者を補佐し、実験動物学又は獣医学に関する知識並びに経験、又は専門的資格を有し、実験動物の管理を担当するものをいう」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2 (5)	「管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう」を「飼養者及び実験実施者が実験動物を動物福祉理念に基づき適切に飼養保管するのを補佐し、実験動物の実験福祉の管理を担当する獣医師。」に修正すべきである。	実験動物に関する知識及び経験を有する者は必ずしも獣医師に限定する必要はないものと考えています。それ以外のご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	9
第2 (5)	「管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう」を「管理者が指名した者で、該当する実験動物に精通し、管理者を補佐し、実験動物及び施設を統括的に管理する者をいう。」に修正すべきである。	必ずしも統括的に管理する必要はありませんが、ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2 (5)	「管理者を補佐し、」を削除すべきである。	管理者を補佐することを明確にする必要があるため、修正の必要はないものと考えています。	2
第2 (5)	「獣医師又は実験動物に熟知したものがこれにあたる。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	2
第2 (6)	「実験等を行う者をいう」を「実験等を計画立案し実験等を実施する者及び実験等の個々の作業を実施する者をいう」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。このことについては、当該基準の解説書等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	1
第2 (7)	「飼養者 実験動物管理者又は実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう」を「実験動物技術者（又は飼養保管者） 実験動物に関する知識並びに技術、又は専門的資格を有し、実験動物の飼養又は保管の作業に従事する者（実験動物技術者）をいう」に修正すべきである。（以降素案全文を通して）	必ずしも資格を必要とするものではないものと考えています。それ以外のご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2 (7)	「又は実験実施者」を削除すべきである。	研究機関等により異なるものであり、修正の必要はないものと考えています。	2
第2 (8)	「管理者等 管理者、実験動物管理者及び飼養者をいう」を「管理者等 管理者、実験動物管理者並びに実験動物技術者（又は飼養保管者）をいう」に修正すべきである。	飼養者は必ずしも資格を必要とするものではないため、修正の必要はないものと考えています。	1
第2	(4)の次に(5)「委員会 実験施設及び実験計画書の審査・指導をするもの」を追加すべきである。	委員会の任務等については、本基準において定義する必要はないものと考えています。	1
第2	(9)として「(3)及び(4)～(8)に対し、資格や免許、登録制度等新たに制度を設ける。」を追加すべきである。	いずれも、必ずしも資格を必要とするものではないものと考えています。	1

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第3-1 (全体)	「に努めること。」を「を図ること。」等に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、これを踏まえた表現としているものです。	3
第3-1 (1)	冒頭に「医学生物学の目的のために維持されている動物には最良の飼育環境が与えられるべきである。通常の動物の管理は、実験動物科学の分野で経験を持っている獣医師の監督の下でなされなければならない。必要な場合には動物にいつでも獣医学的な管理が与えられるようにしておくべきである。」を追加すべきである。	必ずしも獣医師である必要はないが、ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。このことについては、当該基準の解説書等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていこうとします。	3
第3-1 (1)	「実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は」を「管理者等は」に修正すべきである。	管理者は入らないことから、「管理者等」と修正はできないものと考えています。	1
第3-1 (1)	「飼養者は」の後に「研修を受けて、実験動物の生理、生態、習性についての十分な専門知識を蓄え」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。このことについては、当該基準の解説書等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていこうとします。	1
第3-1 (1)	「に留意し」を「を遵守し」に修正すべきである。	留意事項であることから、当該表現が妥当と考えています。	1
第3-1 (1)	「実験動物の健康及び安全の保持に努めること」を「実験動物の肉体的及び精神的健康及び安全を保持すること」に修正すべきである。	法文の表現を踏まえたものであることから、修正の必要はないものと考えています。	9
第3-1 (1)	「安全の保持」の後に「、ならびに豊かな飼養及び保管の環境の構築」を追加すべきである。	適正な飼養及び保管の環境の確保については、第3の1(2)に規定しています。	6
第3-1 (1)	「努めること」を「徹底すること」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、これを踏まえた表現としているものです。	1
第3-1 (1)	「実験者及び他の職員は感覚のある動物をおろそかに扱ってはならない。適切な管理と飼養に心がけ、不快、苦痛を与えないか、与えても最小限とすることが倫理的に求められている。」を追加すべきである。	できる限りの苦痛の軽減といったご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第3-1 (1)	「実験動物の苦痛を軽減するため、苦痛を除去する適切な措置をとること」を追加すべきである。	同上	16
第3-1 (1)	「処分する際苦痛を与えない安楽死で実行する」を追加すべきである。	同上	1
第3-1 (1) ア・イ・エ	「実験の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、」を削除すべきである。	法文の表現を踏まえたものであることから、修正の必要はないものと考えています。	14
第3-1 (1) ア・イ・エ	「実験の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、」を「実験等の目的の達成に支障があるようであれば代替法で実験を行うこと」に修正すべきである。	同上	1
第3-1 (1)ア	「習性等に応じ」を「習性等必要に応じ」に修正すべきである。	「実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」と明記していることから、修正の必要はないものと考えています。	1
第3-1 (1)ア	「習性等に応じ」の後に「可能な限り苦痛を与えないように配慮し」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第3-1 (1)ア	「実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」を「実験等の目的の達成ができなくても、生理、生態、習性等を著しく損なう場合には給餌及び給水を止めてはならない」に修正すべきである。	法文の表現を踏まえたものであることから、修正の必要はないものと考えています。	1
第3-1 (1)ア	「適正に給餌及び給水を行う」を「適正な給餌・給水及び運動の機会の提供を行う」と修正すべきである。	必ずしも運動の機会を与える必要がない場合もあることから、修正の必要はないものと考えています。	14
第3-1 (1)ア	「適正に給餌及び給水を行う」を「適正に給餌及び給水を行い、また、哺乳類に関しては適正な運動の機会を与えること」に修正すべきである。	同上	1
第3-1 (1)ア	「この動物達の本能を出来るだけ満たすよう努力する」を追加すべきである。	同上	1
第3-1 (1)ア	「動物達のストレスを軽減する為に定期的に運動等の遊びの時間を与える」を追加すべきである。	同上	1
第3-1 (1)ア	「適正に給餌及び給水を行うこと」を「実験動物の安寧と適切な環境富化を図るよう努めること」に修正すべきである。	適正な飼養及び保管の環境の確保については、第3の1(2)に規定しています。	1
第3-1 (1)イ (全体)	「実験等の目的に係る傷害以外の傷害を負い」を「如何なる傷害も虐待に値する行為はしてはならない」に修正すべきである。	虐待は法律上の禁止行為であることから、特に修正の必要はないものと考えています。	1

第3-1 (1)イ	「実験の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。」を「本来の目的である実験を中止し、治療を行うこと。」に修正すべきである。	本来の目的を損なってまで、実験を中止する必要はないものと考えています。	1
第3-1 (1)イ	「実験の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。」を「適切な治療を行うこと。回復の見込みがない、若しくは苦痛が著しいなどの場合には、実験には供さず、もしくは実験等を中断し、すみやかに指針にもとづいた処分を行うこと。」に修正すべきである。	同上	1
第3-1 (1)イ	「適切な治療等を行うこと」の前に「獣医師による迅速かつ」を追加すべきである。	必ずしも獣医師に限定する必要はないものと考えています。	1
第3-1 (1)イ	「治療等」の後に「必ず」を追加すべきである。	治療等は必要に応じて行われるものであることから、修正の必要はないものと考えています。	1
第3-1 (1)イ	「独自の判断での殺処分を行わず、必ずかかりつけの獣医や動物病院を決めておき、その上で判断すること。又、人についても感染症などによる人への蔓延も考慮し、病院を決めておくこと。」を追加すべきである。	必ずしも動物病院を利用する必要等はないことから、修正の必要はないものと考えています。	1
第3-1 (1)イ	「健康管理のために獣医師を配備する」を追加すべきである。	必ずしも獣医師を配備する必要はないことから、修正の必要はないものと考えています。	1
第3-1 (1)イ	「施術後の実験動物の飼養、保管には細心の注意を払い、苦痛の軽減のための投薬、処置、介抱を施す。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第3-1 (1)イ	「ただし、回復の見込みがなく苦痛も大きい場合は、実験には供さず、安楽死する。」を追加すべきである。	同上	1
第3-1 (1)ウ	「実験動物管理者は、」の前に「管理者及び」を追加すべきである。	実施主体は管理者ではないため、修正の必要はないものと考えています。	1
第3-1 (1)ウ	「必要に応じて」を削除すべきである。	必ずしも順化又は順応が必要な場合だけではないと考えています。	3
第3-1 (1)エ	冒頭に「管理者等は」を追加すべきである。	実施主体は実験動物管理者、実験実施者及び飼養者であることから、修正の必要はないものと考えています。	1
第3-1 (1)エ	「同一施設内で飼養及び保管する場合には」を「異種又は複数の実験動物は原則として、同一施設内で飼養及び保管してはならない」に修正すべきである。	同一施設内で飼養保管しても支障がない場合もあるため、修正の必要はないものと考えています。	1
第3-1 (1)エ	「その組み合わせを」を「動物の種類及び取扱い数を」に修正すべきである。	本文は組み合わせについて言及したものであることから、修正の必要はないものと考えています。	1
第3-1 (1)エ	「群れを形成する動物はその規模、年齢構成、性比等や相性を考慮しながら複数で飼養及び保管すること。」等を追加すべきである。	ご指摘の点については、必ずしも考慮する必要がないことから、修正の必要はないものと考えています。	9
第3-1 (1)エ	全文を3つの項目に分け、エ「複数の種の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、種ごとに部屋を分ける等の考慮を行うこと。」オ「同種の動物を複数飼養及び保管する場合には、闘争や共食い、みだりな繁殖等为了避免のため、頭数、組合せ等に考慮した収容を行うこと。」カ「群れ等を形成する動物については、密度等に考慮しつつ、できるだけ複数で飼養及び保管すること。」に修正すべきである。	同上	1
第3-1 (1)エ	「また、ハムスターやマウスなど共食い等が懸念される動物については、特に動物のストレスにならないような飼育状態を提供するよう心がけること。」を追加すべきである。	同上	1
第3-1 (2)	「施設の構造等」という項目名を「施設・設備の構造等」に修正すべきである。	「等」に含むことから、修正の必要はないものと考えています。	2
第3-1 (2)	「管理者は」を「管理者等は」に修正すべきである。	実施主体は管理者であることから、修正の必要はないものと考えています。	2
第3-1 (2)	「次の事項に留意し」を「次の事項を遵守し」に修正すべきである。	留意事項であることから、当該表現が妥当と考えています。	1
第3-1 (2)	「その生理、生態、習性に応じた適切な施設の整備に努めること。」を「動物ごとの具体的な飼育環境のつとて、飼育すること。具体的な飼育環境とは、個体の種類別にケージの広さや1ケージあたりの許容収容数などをきめ細かく設定したものである。」に修正すべきである。	色々なケースがあること等から、具体的な数値の設定は困難であると考えています。	1
第3-1 (2)	「施設の整備」を「施設・設備の整備」に修正すべきである。	内容を包含するものであることから修正の必要はないものと考えています。	2
第3-1 (2)	「適切な設備の整備に努めること」を「適切な設備の整備を行い、実験動物管理者はその保守に努めること」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。このことについては、当該基準の解説書等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	1

第3-1 (2)	「努めること」を「しなければならない」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、これを踏まえた表現としているものです。	2
第3-1 (2)	「に努めること。」を「を図ること。」等に修正すべきである。	同上	3
第3-1 (2)	「実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」を削除し「目的の達成に支障があっても、国際基準に反し、動物の福祉を損ない、激しい苦痛を伴っていることが明らかな場合また、第三者の立会いを認められないような、非倫理的・非合理的な実験でない」と証明ができないような場合において」を追加すべきである。	法文の表現を踏まえたものであることから、修正の必要はないものと考えています。	1
第3-1 (2) ア・イ	「実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」を削除すべきである。	同上	9
第3-1 (2) ア・イ	「実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」を「目的の達成に支障をきたすと想定される場合であっても、7日間以上の長時間の行動の抑制は虐待行為である」に修正すべきである。	同上	1
第3-1 (2)ア	「立ち上がり」を「立ち」に修正すべきである。	同意であるが、「立ち上がり」が妥当な表現であるため、修正の必要はないものと考えています	1
第3-1 (2)ア	「横たわり」を「哺乳類に関しては四肢を伸ばして横たわり」に修正すること。	「自然な姿勢で横たわる」との表現で十分であると考えています	1
第3-1 (2)ア	「ジャンプし」を追加すべきである。	必要に応じてケースバイケースで検討されるべきものと考えています。	1
第3-1 (2)ア	「容易に行うための広さ」を「容易に行える十分な広さ」に修正すべきである。	「容易に行うための広さ」で十分であると考えています。	2
第3-1 (2)ア	「空間を」の後に「必ず」を追加すべきである。	実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で検討されるべきものと考えています。	1
第3-1 (2)ア	全文を「実験動物に過度なストレスがかからない広さ及び空間を備えること。」に修正すべきである。	同上	1
第3-1 (2)ア	「実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」についてすでに関連学会、研究機関等では、推奨値等を定めており、運用に際しては、これらの推奨値等に従うことが、この項の遵守になることを、解説書等で示していただきたい。	ご指摘の点については、当該基準の解説書等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	1
第3-1 (2)ア	「自然な姿勢については関連学会、研究機関等の推奨値を参照すること」を追加すべきである。	同上	1
第3-1 (2)	アを削除し、イの「温度」の前に「個々の動物が日常的な動作を容易に行うことが可能な適切な空間、」等を追加すべきである。	規模と環境に関する事項は、別項にすることが妥当と考えています。	3
第3-1 (2)イ	「実験動物に過度なストレスがかからないように」を「実験動物にできる限りストレスがかからないように」に修正すべきである。	「実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」と明記されているため、修正の必要はないものと考えています。	1
第3-1 (2)イ	「清潔さ、広さ等」を追加すべきである。	同上	1
第3-1 (2)イ	「明るさ」の後に「静けさ」を追加すべきである。	同上	1
第3-1 (2)イ	「保つこと」を「保つと同時に、飼育密度を適正にして飼育環境富化をはかること」に修正すべきである。	同上	1
第3-1 (2)イ	「妊娠している個体、幼齢あるいは老齢の個体には、とりわけ温度調節などの配慮をすること」を追加すべきである。	同上	1
第3-1 (2)イ	「また、実験動物が実験等で負傷及び疾病を患った場合は、実験等の目的の達成に飼養を及ぼさない範囲で、できる限りその動物にストレスがかからないよう介護し、健康状態に気を使うこと。また、苦痛の緩和については獣医師と相談し、必要な処置を施すこと。」を追加すべきである。	同上	1
第3-1 (2)ウ	「清掃が容易である等」を削除すべきである。	同上	2
第3-1 (2)ウ	「足元に金属以外の暖かい休息所も設けること」を追加すべきである。	必ずしも「足元に金属以外の暖かい休息所も設けること」は必要はないものと考えています。	1
第3-1 (2)	エとして「動物の習性に応じた隠れ場所、遊び場所などを設け、環境エンリッチメントに配慮すること」を追加すべきである。	必ずしも必要がないことから、修正の必要はないものと考えています。	1
第3-1 (2)	エとして「必要に応じ、運動をさせるための空間も確保すること。」を追加すべきである。	必ずしも運動の必要がない場合もあることから、修正の必要はないものと考えています。	6

第3-1 (3)	「教育訓練が確保されるよう努めること」を「教育訓練を行うこと」に修文すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、これを踏まえた表現としているものです。	2
第3-1 (3)	「教育訓練が確保されるよう努めること」を「教育訓練を定期的に行うこと」に修文すべきである。	同上	1
第3-1 (3)	「教育訓練が確保されるよう努めること」を「教育訓練をしなければならない」に修文すべきである。	同上	1
第3-1 (3)	「教育訓練が確保されるよう努めること」を「教育訓練を義務付けること」に修文すべきである。	同上	2
第3-1 (3)	「教育訓練等」という項目を「教育訓練・資格等」に修文すべきである。	資格については必ずしも必要ではないものと考えています。	1
第3-1 (3)	「管理者は、実験動物に関する知識及び経験を有する者を」、「管理者は、実験動物科学の分野で経験を持っている獣医師を」に修文すべきである。	必ずしも獣医師に限定する必要はないものと考えています。	3
第3-1 (3)	全文を「管理者は、実験動物学又は獣医学に関する有資格者を実験動物管理者に充てるよう努めること。また、実験動物に関する知識並びに技術、又は専門的資格を有した者（実験動物技術者）を実験動物技術者（飼養保管者）に充てるように努めること。さらに、実験動物管理者、実験実施者及び実験動物技術者（飼養保管者）の別に応じて定期的な教育訓練が確保されるように努めること。」に修文すべきである。	資格については必ずしも必要ではないものと考えています。	1
第3-1 (3)	「管理者は、実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てるようにすること」を「管理者は、実験動物に関する十分な知識及び経験を有する獣医師等を実験動物管理者に充てるようにすること」に修文すべきである。	同上	67
第3-1 (3)	「実験動物管理者、実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めること」を「実験実施者及び飼養者においてもできる限り実験動物に関する知識及び経験を有する者を充てるようにするとともに、実験動物管理者と連携し必要な教育訓練を確保する等により、常に麻酔や安楽死、保定方法その他の適切な実験動物の取扱いに関する知識や技術の習得に努めさせること。また、実験動物管理者に対しても必要な教育訓練が確保されるよう努めること」に修文すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。このことについては、当該基準の解説書等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていこうとします。	54
第3-1 (3)	全文を「管理者は、実験動物に喜怒哀楽の感情・痛覚があることを考え、実験動物に苦痛を与えないための努力を怠らない者を実験動物管理者に充てること。実験実施者及び飼養者においても同様にすること。また、委員会、獣医師、実験動物管理者、実験実施者、飼養者と連携し、常に麻酔や安楽死、保定方法その他の適切な接し方に関する知識や技術の習得を怠らないこと。」に修文すべきである。	同上	10
第3-1 (3)	「教育実習生にあたっては学生等に事前に動物の福祉及び生命倫理に関する研修を行うこと。また代替法を指示し学生の選択権を確保すること」を追加すべきである。	必ずしも必要はないものと考えています。	81
第3-1 (3)	「必要な教育訓練が確保されるよう努めること」を「関係法令や飼養方法を取得する等必要な教育訓練を行うこと」等と修文すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。このことについては、当該基準の解説書等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていこうとします。	3
第3-1 (3)	「の別に応じて必要な教育訓練」を「には、動物福祉・生命倫理学の学習に加えて、動物の健康及び安全保持のために必要な教育訓練」に修文すべきである。	同上	2
第3-1 (3)	「教育訓練」の前に「知識・技術・法令・及び倫理に関する」を追加すべきである。	同上	2
第3-1 (3)	「の別に応じて必要な教育訓練」を「には、動物福祉、生命倫理、動物愛護管理法と飼養者・管理者責任、動物の生態と習性、動物の健康と安全のための教育訓練」に修文すべきである。	同上	1

第3-1 (3)	「の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めること」を「には、実験動物の適切な飼養や、麻酔などの苦痛の軽減に関する教育訓練を必ず行わなければならない」に修文すべきである。	同上	2
第3-1 (3)	「3R(代替法、数の削減、苦痛の軽減)についても教育すること。」を追加すべきである。	同上	1
第3-1 (3)	「教育実習などにおいては、生命尊重に関する教育を行うとともに、学生が動物を使わずに実習できる方法を整え、それを学生にあらかじめ告知し、それを選択したことによっていかなる不利益をこうむることのないことを保証する」を追加すべきである。	必ずしも必要はないものと考えています。	1
第3-1 (3)	「実験者や関係者が動物に処置を行うに当たって、彼らが適切な資質や経験を持っていることを保証する責任は、研究機関や学部長の責任である。彼らに対して内部訓練が受けられる適切な機会を与え、そこで動物に対する適切で人道的な対応の仕方を教育すべきである。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。このことについては、当該基準の解説書等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	1
第3-1 (3)	必要な教育訓練の内容について記述すべきである。	このことについては、当該基準の解説書等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	1
第3-1 (3)	「実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てるようにすること。また、」を削除すべきである。	実験動物管理者の要件を明記することは必要であると考えています。	1
第3-1 (3)	「管理者は、実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てるようにすること」を「管理者は、施設に実験動物管理者を置き、実験動物に関する知識及び経験を有する者を充てるようにすること」に修文すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修文の必要性はないものと考えます。	1
第3-1 (3)	「管理者は、実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てるようにすること。」を削除すべきである。	実験動物管理者の要件を明記することは必要であると考えています。	2
第3-1 (3)	「実験動物に関する知識及び経験を有する者」の前に「獣医師等」を追加すべきである。	必ずしも獣医師に限定する必要はないものと考えています。	1
第3-1 (3)	「充てるようにすること」を「充てること」に修文すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、これを踏まえた表現としているものです。	2
第3-2	「生活環境の保全に努めること」を「生活環境を保全すること。生活環境の保全上問題が生じた場合は速やかにその情報を公開し対処すること」に修文すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	67
第3-2	「管理者は、周辺住民に対して、実験動物の種類、頭数、実験内容、災害時における対応などの説明を行い理解を得ること。」	必ずしも必要はないものと考えています。	1
第3-2	「また、地震や火事などによる、感染症や、放射能などの被害が発生した場合は、周辺住民への連絡などの緊急マニュアルを作成しなければならない。」を追加すべきである。	第3の3(4)において、あらかじめ計画を策定することを規定していることから、修文の必要はないものと考えています。	1
第3-2	「努めること」を「しなければならない」に修文すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、これを踏まえた表現としているものです。	2
第3-3	「努めること」を「すること」等に修文すべきである。	同上	2
第3-3 (1)ア	「及び強度」を削除すべきである。	実験動物の逸走を防止するための強度は必要であると考えています。	2
第3-3 (1)イ	「実験動物管理者」の後に「、実験実施者」を追加すべきである。	ご指摘のとおり修文します。	4
第3-3 (1)エ	「定期的な巡回等による」を「24時間体制で」に修文すべきである。	必ずしも24時間体制は必要ないものと考えています。	1
第3-3 (1)エ	「実験動物の数及び状態は正確に記録に残すこと」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。	2
第3-3 (1)オ ()	「行った実験は必ず情報を公開し、他施設で同じ事が行われないようにする。」を追加すべきである。	必ずしも情報公開は必要のない場合があると考えています。	1
第3-3 (1)オ ()	「飼養者に対し、その飼養又は保管について必要な指導を行うこと」を削除し「実験実施者は、実験動物管理者及び飼養者に対して実験等に利用している実験動物についての情報を提供すること」に修文すべきである。	指導に伴って、必要な情報提供が行われるものと考えています。	2

第3-3 (1)カ	「管理者等は実験動物の飼養及び保管並びに実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講じること」を「管理者等は、実験動物と部外者との接触が、実験動物の適正な飼養及び保管並びに実験等に支障をきたさないようにすること」に修文すべきである。	支障をきたさないようにする以前に、必要に応じて接触を制限すべきものと考えています。	3
第3-3 (1)カ	「関係のない者が」の後に「みだりに」を追加すべきである。	みだりではなくとも、必要に応じて実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう措置を講じることは必要であると考えています。	1
第3-3 (1)カ	「ただしならんかの事情により必要と判断された場合は飼養・保管状況を速やかに情報開示する。」を追加すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
第3-3 (2)	「実験動物による人への危害の発生の防止に努めること」を削除すべきである。	本規定は必要な事項と考えています。	1
第3-3 (3)	「逸走」を「逃亡」に修文すべきである。	「逸走」が適切な表現であると考えています。	1
第3-3 (3) (4)	(3)と(4)をまとめて一つの項目とし「管理者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置、即ち実験動物の保護並びに実験動物の逸走による人への危害等及び環境保全上の問題等の発生の防止に関する計画をあらかじめ作成し、当該施設等から逸走することがないように努めるとともに、施設外に逸走した場合は速やかに関連機関への連絡を行うこと。	異なる事項であることから、まとめる必要はないものと考えています。	2
第3-3 (4)	「速やかに、実験動物の保護並びに」を「速やかに、実験動物全頭の保護並びに」に修文すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。	1
第3-3 (4)	「実験動物の保護」を「実験動物の保護を優先」に修文すべきである。	必ずしも動物の保護が優先される場合ばかりではないことから、修文の必要はないものと考えています。	1
第3-3 (4)	「緊急事態発生時、早期に情報公開することによって、住民に冷静に対応してもらえないようにすること」を追加すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
第3-3 (4)	緊急時に採るべき措置に関する計画作成は、関係行政機関との連携の下に行うとなっているが、動物愛護法では実験動物の施設等の登録は除外となっているので、当該連携の法的根拠を明示すべきである。	本基準は努力規定です。	1
第3-3 (4)	連携のために関係行政機関に提出することになっている情報は、情報公開法に基づく情報開示請求に対しどのように対処（非開示か否か）されるのかを明示すべきである。	義務規定ではありません。	1
第3-3 (4)	「あらかじめ作成するものとし、管理者等は、」を「あらかじめ作成するものとする。また、管理者等は、」に修文すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修文の必要性はないものと考えます。	1
第3-3 (4)	「防止に努めること」を「防止対策を講じなければならない」に修文すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、これを踏まえた表現としているものです。	1
第3-4	「管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、」を「管理者は、」に修文すべきである。	実験動物管理者及び実験実施者においても、知識の習得等は必要であると考えています。	1
第3-4	「努めること」を「すること」に修文すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、これを踏まえた表現としているものです。	2
第3-4	「努めること」を「講じなければならない」に修文すべきである。	同上	1
第3-4	「人畜共通伝染病について飼育者全員に、定期的に講習を受ける義務を設ける。」を追加すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
第3-5	「動物の記録管理の適正化」という項目を「動物の記録管理の義務化」に修文すべきである。	同上	1
第3-5	「管理者等は」を「実験動物の生産、繁殖、輸入、代理等の業者は」に修文すべきである。	実験動物の記録管理は、管理者等の責務であると考えています。	1
第3-5	「努めること」を「行うこと」等に修文すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、これを踏まえた表現としているものです。	9
第3-5	「適正に行うよう努めること」を「毎日適正に行わなければならない」に修文すべきである。	同上	3
第3-5	「適正に行うよう努めること」を「適正に行うよう義務付けること」に修文すべきである。	同上	2
第3-5	「整備する等」を「整備し」に修文すべきである。	必ずしも記録台帳の整備に限定するものではないことから、修文の必要はないものと考えています。	1
第3-5	「すべての実験動物は個体管理し、外部からの問い合わせにすみやかに対応できるよう識別システムを整備すること」を追加すべきである。	必要に応じて整備されるべきものと考えています。	1

第3-5	全文を「管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正を図るため、動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備する等、動物の記録管理を適正に行わなければならない。また、この台帳の開示を要求されたら応じなければならない。また、人に危害を加えるおそれのある実験動物については、名札、脚環マイクロチップ等の装着等の識別措置を行うこと。」等に修文すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	15
第3-5	「動物の記録管理の適正化を開示する義務を設け、これを要求されなくても義務的に開示するべき。」を追加すべきである。	同上	1
第3-5	全文を「管理者等は1できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、2できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること、3できる限りその動物の苦痛を軽くするために、実験目的、代替法を選択できない理由、使用動物種、使用数、動物の入手先、飼育履歴、病歴、使用動物数を削減できない理由、実験方法、苦痛の除去方法、責任者名を記した台帳を維持し、実験終了後10年間保存すること。台帳は請求に応じて開示すること。」に修文すべきである。	同上	7
第3-5	「実験動物の繁殖・飼育履歴・種類・頭数・入手先・入手日などの記録台帳を、5年間記録保持すること。行政機関又は第三者機関は、これを定期的に検閲すること」を追加すべきである。	同上	1
第3-5	「実験計画書と実験報告書を第三者機関へ提出すること」を追加すべきである。	同上	1
第3-5	「特定動物及び特定外来生物法で指定された動物については都道府県又は国に飼養許可を得るものであること。」を追加すべきである。	特に明記の必要はないものと考えています。	4
第3-5	「病歴」を削除すべきである。	動物の健康と安全の保持のため、必要であると考えています。	1
第3-5	「実験に伴って、病気を含めた、その他の面で、どうい結果が得られたかというのを事細かく詳細に記すこと、一般人にも分かるようにする、その義務付けを行うこと。」を追加すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
第3-5	「可能な範囲で」を「徹底して」に修文すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、これを踏まえた表現としているものです。	1
第3-5	前文を「管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、記録台帳を残さなければならない。その内容は動物の種類、実験方法、実験回数、入手先、飼育履歴、病歴等で、また記録台帳は、要望があればいつでも公開しなければならない。さらに、国は統計的情報を集め、インターネットなどを使い公的に開示しなければならない。」に修文すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、公開の義務づけなど強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	2
第3-5	「人に危害を加える等のおそれのある」を削除すべきである。	迷惑防止の観点から、必要であると考えています。	1
第3-5	「公衆衛生機関等との連絡体制の整備」は非常に重要と考えますので外さないようにお願いいたします。	規定されています。	1
第3-5	「講ずるよう努めること」を「講じ、関連法令を遵守するとともに、適正な記録の管理と情報公開を行うこと。」に修文すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、公開の義務づけなど強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
第3-5	「講ずるよう努めること」を「講じなければならない」に修文すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、これを踏まえた表現としているものです。	1
第3-5	「飼育履歴」の後に「繁殖履歴」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。このことについては、当該基準の解説書等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	1
第3-5	「記録管理を適正に行うよう努める」を「記録管理を適正に行うとともに、その情報公開に努める」に修文すべきである。	必ずしも情報公開は必要がないものと考えています。	1
第3-6	「次の事項に留意し」を「次の事項を遵守し」に修文すべきである。	留意事項であることから、当該表現が妥当と考えています。	1
第3-6	「努めること」を「対策を講じなければならない」に修文すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、これを踏まえた表現としているものです。	1
第3-6	「努めること」を「努めなければならない」	同上	1
第3-6 ア	「なるべく」「できるだけ」を削除すべきである。	同上	2
第3-6 ア	「法定速度を守り、安全に運転する」を追加すべきである。	特に明記の必要はないものと考えています。	1

第3-6 ア	「処置後回復していない個体や幼齢動物、妊娠中・病気・負傷している動物は輸送しない」等を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。このことについては、当該基準の解説書等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	21
第3-6 ア	「なるべく短い時間」を「2時間以内」に修正すべきである。	ケースバイケースで検討されるものであり、修正の必要はないものと考えています。	1
第3-6 イ	「維持すること」を「維持しなければならない」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、これを踏まえた表現としているものです。	1
第3-6 イ	「輸送が長時間にわたる場合は2～3時間ごとに休憩をとる」に修正すべきである。	ケースバイケースで検討されるものであり、修正の必要はないものと考えています。	1
第3-6 イ	「必要に応じて」を削除すべきである。	必ずしも給餌給水が必要でない場合もあることから、修正の必要はないものと考えています。	1
第3-7	「施設廃止時の取扱い」という項目を「実験動物の譲渡」に修正すべきである。	実験動物の譲渡一般を規定するものではないことから、修正の必要はないものと考えています。	1
第3-7	「管理者は、施設の廃止に当たっては、実験動物が命あるものであることにかんがみ、その有効利用を図るために、飼養及び保管している実験動物を他の施設へ譲り渡すよう努めること」を「管理者は、施設の廃止に当たっては、実験動物が命あるものである事にかんがみ、その有効利用を図るために、飼養及び保管している実験動物を他の施設へ譲り渡すか、若しくは障害や疾病の程度が軽く、かつ譲渡に適すると認められる動物については終生飼養を希望する一般の者へ譲り渡すよう努めること」等に修正すべきである。	必ずしも一般の者へ譲り渡す必要はないものと考えています。	78
第3-7	「動物の処分方法に関する指針に基づき行うよう努めること」を「致死量以上の麻酔薬の投与等指針に基づき、獣医師もしくは同等の知識と経験を有し十分な訓練を受けたものが行い、死亡を確認すること」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。	9
第3-7	「譲り渡すよう努めること」を「譲り渡すこと」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、これを踏まえた表現としているものです。	1
第3-7	「尚、譲渡に際しては、確実な適正審査を実施すること」を追加すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	9
第3-7	「やむを得ず処分する場合は獣医の注射による安楽死のみでの処分方法を行うこと」を追加すべきである。	安楽死の方法は、ご指摘の方法に限定されるものではないことから、修正の必要はないものと考えています。	1
第3-7	「やむを得ず実験動物を殺処分しなければならない場合にあっては、動物の処分方法に関する指針に基づき行うように努めること。」を削除すべきである。	殺処分に関する規定は必要と考えています。	3
第3-7	「やむを得ず」というのはどのような場合なのか具体的に記載すること。	動物の処分方法に関する指針に関することなので、記載の必要はないものと考えています。	1
第3-7	「殺処分」を「処分」に修正すべきである。	文章から「殺処分」の表現が妥当と考えています。	4
第3-7	「動物の処分方法に関する指針に基づき行うよう努めること」を「実験施設としてではなく飼養施設として、今居る動物達を継続して飼養するよう努めること」に修正すべきである。	必ずしも継続して飼養する必要がない場合もあることから、修正の必要はないものと考えています。	1
第3-7	「よう努める」を削除すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、これを踏まえた表現としているものです。	7
第3-7	「一般家庭への譲渡」を追加すべきである。	必ずしも一般家庭への譲渡は必要ないものと考えています。	8
第3-7	「動物の処分方法に関する指針に基づき」を「次項の『事後措置』に基づき」に修正すべきである。	殺処分は「動物の処分方法に関する指針」に基づき行われるものであることから、修正の必要はないものと考えています。	1
第3-7	「他の施設へ譲渡すよう努めること」を削除すべきである。	有効活用を図る観点から、修正の必要はないものと考えています。	1
第3-7	「他の施設へ譲渡すよう努めること」を「他の施設等へ譲渡すよう努めること」に修正すべきである。	他の施設に譲り渡すことが原則であると考えています。	1
第3-7	「指針に明記されている致死方法の内、炭酸ガス殺処分は不適切であると判断されることが多く、麻酔剤による致死を実施すべきである」を追加すべきである。	炭酸ガス処分は不適切でないと考えています。	1
第3-7	「よう努める」を削除すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、これを踏まえた表現としているものです。	1

第3-7	「他の施設へ譲り渡す」の後に「、また市民ボランティア等を通じて飼養者を探す等最大限の動物の福利に努めること」を追加すべきである。	必ずしも市民ボランティア等を通じる必要はないものと考えています。	1
第3-7	具体的な施設名を記載すること。	施設名の明記は必要ないものと考えています。	1
第3-7	安楽死の方法を明記すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに「動物の処分方法に関する指針」に盛り込まれているものと考えています。	1
第3	8「飼養管理等の透明性の確保」として「実験動物の生産者、販売者、飼養及び保管者（管理者）、実験実施者は、夫々の立場において、繁殖・生産、販売、購入、飼養管理の実態、事後措置等を記録し、記録を5年間保管し、求めに応じて開示する。」を追加すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
第3	8「施設の届出」として「実験等を行う施設及び実験動物を生産する施設は、所在地の都道府県知事に、その旨届け出を行うこと。同施設を廃止する場合も同様。届け出るべき事項は以下のとおり ア．施設の名称、住所、設置場所 イ．管理者の氏名、職名、連絡先 ウ．実験動物の種類及び数 エ．施設の構造及び規模 オ．そのほか、本基準適用のため必要となる事項」を追加すべきである。	同上	1
第3	8「苦痛への配慮」として「・すべての動物実験は原則として麻酔下で行われること。・大きな苦痛を与える実験は一回以上行ってはならない。・実験に用いる動物の数は最小限とすること。・動物の受ける苦痛を最小限のものとする。」を追加すべきである。	同上	1
第3	9「定期的な査察」として「・国は、定期的の実験施設を査察し、基準が守られているかチェックしなければならない。・民間からも査察に加わる権利を有する。」を追加すべきである。	同上	1
第3	「動物実験倫理審査委員会」として「実験等を行う施設は動物実験倫理審査委員会を設けること。動物実験倫理審査委員会は複数名からなり、実験動物専門医の資格を有する獣医師及び施設に属するものと親戚関係あるいは利害関係を有しない外部の者を少なくとも各1名づつ含むこと。」を追加すべきである。	同上	1
第3	「ある特定の目的のために一連の規制の対象となる実験処置が行われた場合、ある特定の目的のために一連の規制の対象となる実験処置を行うために全身麻酔を施され麻酔からの覚醒を待っている場合には、当該動物にさらに規制の対象となる実験処置を行ってはならない。」「ある特定の目的のために一連の規制の対象となる全身麻酔を施されず実験処置が行われた場合は国の同意がなければ当該動物にさらに規制の対象となる実験処置を行ってはならない。」「いかなる神経-筋遮断薬をも使用してはならない、また麻酔薬の代わりにいかなる神経-筋遮断薬をも使用してはならない。」「全ての実験において代替法が考慮されなければならない。」「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準に反するものは有罪である懲役あり、罰金あるいは懲役、あるいは懲役及び罰金を科される。」を追加すべきである。	同上	1

735

第4 個別基準

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第4-1	(1)として「委員会の構成と役割」という項目を追加し、「管理者は次の事項に留意し、委員会を設置、並びに運用すること。ア．委員会は、実験動物又は獣医学に関する知識並びに経験を有する者、生命科学領域並びに人文・社会科学領域の有識者、その他管理者が必要と認めるものをもって構成すること。委員はできる限り当該機関と利害関係のない外部の人間を含めること。イ．委員会は、実験実施者に対し、実験計画を作成させ、これを審査するとともに、倫理的または科学的に適正な計画でない認められる場合、または動物の苦痛に比して重要性が低いと認められる場合、または既知や類似のデータが存在すると認められる場合には、実験実施者に対し実験方法の改善または実験内容の変更と実験計画書の再提出もしくは実験計画の取下げを行わせること。ウ．委員会は、当該機関の施設を査察し、実験動物の飼養及び保管状況並びに実験等の実施状況を把握して、管理者に報告及び助言を行うとともに、実験計画書から逸脱した実験等又は倫理的及び科学的に適正でない認められる実験等については、実験実施者に対して実験方法の改善、又はその実験の中止を指示すること。」を追加すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	53

第4 - 1	<p>(1)として「客観性と透明性確保のための委員会の設置、情報公開」という項目を追加し、「動物の飼養及び保管並びに科学上の利用が、客観性と透明性を確保しつつ、動物愛法を遵守するためには、管理者は委員会を設置し、県知事を委員長として情報公開をし、施設内における本基準の周知と適切な運用をするため、以下のア～クを遵守すること。ア．委員は、実験動物に喜怒哀楽の感情と痛覚があることを認識している者であること。イ．管理者は、委員に管理者等の実験関係者を起用してはならず、管理者等と利害関係のない外部の者を委員として起用すること。ウ．委員選出に当たっては一般公募もすること。エ．県知事を委員長にすること。オ．委員長である県知事は、外部（個人・団体を問わないこと）からの査察請求の窓口となること。カ．委員会は、個人・団体を問わず、査察請求に応じ、ビデオ撮影・写真撮影・録音に応じること。キ．委員会は、管理者等へ実験計画書を作成させ、これを審査するとともに、『国民の知る権利』に基づいて、ホームページ上で事実を正確に掲載すること。ク．委員会は実験施設を査察し、実験動物の飼養及び保管状況並びに実験等の実施状況を把握し、管理者等に助言を行うこと。また、動物に苦痛を与える場合、既知や類似のデータが存在する場合には、管理者・実験実施者等に対して実験内容の変更、計画書の再提出もしくは計画の取り下げ、実験の中止を指示すること。」を追加すべきである。</p>	同上	10
第4 - 1	<p>(2)として「実験等の計画に当たっての配慮」という項目を追加し、「実験実施者は実験等の計画に当たり、次の事項に留意して計画を立て、実験動物の適切な利用に努めること。ア．事前に委員会へ実験計画書を提出し承認を得ること。イ．実験計画書には実験実施者、動物実験の目的及び期間、使用施設、実験動物の種類並びにその数、実験動物の入手先、動物への処置の方法、実験動物が被る痛み及び不快感の概要と苦痛レベルの分類及びその軽減法、数の削減や代替法の検討、実験終了後の処置等の記載を行うこと。ウ．既知の研究や類似のデータのある実験等はできる限り行わないこと。エ．野生や野良の動物、または家庭動物や展示動物由来の動物については、できる限り利用しないこと。」を追加すべきである。</p>	同上	62
第4 - 1 (1)	<p>「実験実施者は、実験等の目的を達成するために必要な範囲で実験動物を適切に利用するよう努めること。また、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、麻酔薬、鎮痛薬等を投与すること、実験等に供する期間をできるだけ短くする等実験終了の時期に配慮すること等によりできる限り実験動物に苦痛を与えないようにするとともに、保温等適切な処置を採ること。」を「実験実施者は、実験等の目的を達成するために必要な範囲で実験動物を適切に利用するよう努めること。また、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で次の事項に留意し、できる限り実験動物に苦痛を与えないようにするとともに、保温等適切な処置を採ること。ただし、動物が耐えられない痛みを継続的に被るような実験等は、実験等の目的の如何に関わらず行わないこと。ア．実験等は原則として全身もしくは局所麻酔下で行うこと、どうしても不可能な場合は鎮痛剤、鎮痛剤等の使用により動物の苦痛を最低限に抑えること。また外科的な痛みを与える処置を行う場合には必ず麻酔を使用すること。これらについては獣医学的に認められた方法を用いること。イ．実験等の途中で、動物が耐えられない痛みあるいは慢性的な痛み、回復の見込みのない障害を被っている場合は、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与等指針に基づき、実験動物にできる限り苦痛を与えないように死なせること。ウ．苦痛の表明を妨げる筋弛緩薬等の麻痺性薬剤を保定のためもしくは麻酔の代わりとして使用しないこと。エ．大きな障害や苦痛を伴う実験に同じ動物を2回以上使用しないこと。」に修正すべきである。</p>	同上	73
第4 - 1 (1)	<p>「実験実施者は、実験等の目的を達成するために必要な範囲で実験動物を適切に利用するよう努めること。また、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、麻酔薬、鎮痛薬等を投与すること、実験等に供する期間をできるだけ短くする等実験終了の時期に配慮すること等によりできる限り実験動物に苦痛を与えないようにするとともに、保温等適切な処置を採ること。」を「実験実施者は、可能な限り実験動物の受ける苦痛を軽減させるため、必要に応じて麻酔薬、鎮痛剤等を投与すること、実験等に供する期間を短くすること、施術後の苦痛の軽減のために世話及び保温等、適切な処置をとらなければならない。また、激しい苦痛を与える実験を行ってはならない。」等に修正すべきである。</p>	同上	60

第4-1 (1)	「実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で、麻酔薬、鎮痛薬等を投与すること」を「目的の如何にかかわらず、当動物の苦痛が、国際的な基準に反し、動物の福祉を損なうと判断でき、また、第三者の立会いにおいて、警告を受け、または受けると判断できる場合、速やかに麻酔薬、鎮痛薬等を投与しなければならない」に修正すべきである。	同上	1
第4-1 (1)	「実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、麻酔薬、鎮痛薬等を投与すること」を「瞬間的痛み、最小の苦痛あるいはそれ以上の苦痛が生じると思われる処置を動物に行う場合には、獣医学的に容認されている適切な鎮静、鎮痛あるいは麻酔処置を行うこと。(ただし、苦痛の表面を妨げる麻痺性薬剤は苦痛を軽減させるものではないので、保定のためもしくは麻酔の代わりとして使用してはならない)また、外科手術のような痛みをとまぬ処置は化学物質によって麻痺させた動物に無麻酔で行ってはならない。」と修正すべきである。	同上	5
第4-1 (1)	全文を「実験実施者は、代替法の選択により、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること。実験データのデータベース化等により重複した動物実験を排除すること。やむを得ず動物実験を選択する場合にあつては、動物の精神的及び肉体的苦痛を軽減するために麻酔薬、鎮痛薬等を適切に投与すること。無麻酔下での外科手術は実施しないこと。苦痛の表明を妨げる麻痺性薬剤を使用しないこと。著しく動物に苦痛を与える実験を行わないこと。侵襲性の高い実験に同じ動物を複数回利用しないこと。実験等に供する期間をできるだけ短くすること。回復の見込みのある動物には速やかに適切な治療を行い、回復の見込みのない動物には速やかに、致死量以上の麻酔薬の投与等指針に基づいた死期を早める措置を、獣医師もしくは同等の知識と経験を有し十分な訓練を受けた者が行い、死亡を確認すること。」に修正すべきである。	同上	32
第4-1 (1)	「また、実験等の計画に当たって、実験実施者は、次の事項に留意して計画を立て、実験動物の適切な利用に努めること。ア．事前に委員会へ実験計画書を提出し承認を得ること。イ．実験計画書には、実験実施者・動物実験の目的及び期間・使用施設・実験動物の種類並びにその数・実験動物の入手先・動物への処置の方法・実験動物が被る痛み及び不快感の概要と苦痛レベルの分類及びその軽減法・数の削減や代替法の検討・実験終了後の処置等の記載を行うこと。」を追加すべきである。	同上	1
第4-1 (1)	「利用するように努めること」を「利用すること」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、これを踏まえた表現としているものです。	1
第4-1 (1)	「実験等の目的を達成するために必要な範囲で」を削除すべきである。	法文の表現を踏まえたものであることから、修正の必要はないものと考えています。	1
第4-1 (1)	「実験等の目的を達成するために必要な範囲で」を「実験等の目的を達成するために必要な範囲であつても実験動物に対して虐待に値する行為をしてはならない」に修正すべきである。	同上	1
第4-1 (1)	「実験等の目的を達成するために必要な範囲で」を「実験等の目的を達成するために必ず実験計画に基づいて」に修正すべきである。	同上	1
第4-1 (1)	「麻酔薬」の前に「必ず当該動物に適切な」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに「動物の処分方法に関する指針」に盛り込まれているものと考えています。	1
第4-1 (1)	「実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、」を削除すべきである。	法文の表現を踏まえたものであることから、修正の必要はないものと考えています。	6
第4-1 (1)	「できる限り」を削除すべきである。	同上	1
第4-1 (1)	「実験動物に最大限の苦痛の軽減と」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。	1
第4-1 (1)	「施術後、実験期間中も苦痛軽減のための適切な薬の投与、治療、処置、介護を継続すること」を追加すべきである。	必ずしもご指摘の措置を行う必要がない場合があることから、修正の必要はないものと考えています。	2
第4-1 (1)	「実験中に麻酔薬や鎮痛薬を投与しても薬が切れた時や実験後に激しい苦痛を伴う実験は行うべきではない。」を追加すべきである。	実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で行われるべきものであることから、修正の必要はないものと考えています。	1
第4-1 (1)	「また、」の後に「実験動物に処置を加える際には、」を追加すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正の必要性はないものと考えます。	1

第4-1 (1)	「鎮痛薬等を投与すること、」の後に「あるいは」を追加すべきである。	同時に措置されることもあることから、修文の必要はないものと考えています。	1
第4-1 (1)	「麻酔薬投与が可能な動物はすべて、麻酔薬にて安楽死をすること」を追加すべきである。	ケースバイケースで判断されるべきものであることから、修文の必要はないものと考えています。	1
第4-1 (1)	「実験実施者は、実験計画書を作成し、それを審査する動物実験委員会の承認を得なければならない。動物実験委員会では、実験時に動物が与える痛みや苦痛の強さを査定し、強い場合にはその軽減方法、代替方法、または中止勧告を、実験者に通達しなければならない。」を追加すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
第4-1 (1)	「実験等の記録管理の適正化」として「管理者は実験計画書、実験終了報告書、委員会の議事録、内部審査に関する記録、教育研修に関する記録等を整備する等、記録管理を適正に行うように努める」を追加すべきである。	本基準は、動物実験の適正化に係るものではなく、努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、修文の必要はないものと考えています。	1
第4-1 (1)	「委員会の構成と役割」として「ア．委員会は実験動物又は獣医学に関する知識並びに経験を有する者、その他管理者が認めるものをもって構成すること。イ．委員会は当該機関の施設を査察し、実験動物の飼養及び保管を把握して、管理者に報告及び助言を行うとともに、本基準や指針に照らして適正でない状況が認められる場合には、実験動物管理者や飼養者に対し、状況の改善を指示する事。」を追加すべきである。	委員会の設置の必要性については、第1の3で規定されているため、修文の必要はないものと考えています。	1
第4-1 (1)	「実験実施者は3Rの原則を守る義務を負う。義務を果たしているかどうか定期的に行政庁へ報告をする。」を追加すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
第4-1 (1)	「適切に利用するように努めること」の後に「一対して一実験とする。」を追加すべきである。	必ずしも一対して一実験とする必要はないと考えています。	1
第4-1 (1)	「麻酔薬」の前に「獣医学的見地から見て適切な種類、量の」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。	1
第4-1 (1)	「また、動物に著しく耐えがたい苦痛を与える実験は行わないこと。処置に当たっては動物にみだりに恐怖を与えず、原則として同じ動物を2回以上実験に供することのないようにすること。」を追加すべきである。	苦痛の軽減は、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で行われるべきものであることから、修文の必要はないものと考えています。	1
第4-1 (1)	「実験が重複しないようにしなくてはならない」を追加すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
第4-1 (1)	苦痛を軽減する方法を明記すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。このことについては、当該基準の解説書等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	1
第4-1	「実験等を行う施設とは国により科学研究施設と認定された場所とする。」を追加すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
第4-1 (2)	「実験等を終了し、若しくは中断した実験動物」の前に「適切な条件のもとに譲渡しが可能な動物を除き」を追加すべきである。	ケースバイケースで判断されるべき事項であるため、修文の必要はないものと考えています。	3
第4-1 (2)	「実験等を終了し、若しくは中断した実験動物又は疾病等により回復の見込みのない障害を受けた実験動物を処分する場合には、」を「実験の最後、あるいは実験の途中で、動物が耐えられない痛みあるいは慢性的な痛み、回復の見込みのない障害を被っている場合には、」に修文すべきである。	苦痛の軽減は、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で行われるべきものであることから、修文の必要はないものと考えています。	1
第4-1 (2)	「速やかに、致死量以上の」を「速やかにできる限り苦痛を与えることなく」に修文すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。	2
第4-1 (2)	「速やかに」を削除すべきである。	殺処分に当たっては、速やかに対応することは必要であると考えています。	1
第4-1 (2)	「頸椎脱臼等」「物理的方法」「指針に基づき」を削除すべきである。	内外において認められてきている方法であることから、修文の必要はないものと考えています。	2
第4-1 (2)	「頸椎脱臼等」「物理的方法」を削除すべきである。	同上	1
第4-1 (2)	「頸椎脱臼等」を削除すべきである。	同上	11
第4-1 (2)	「科学的又は物理的方法」の前に「当該動物にとってもっとも適切とされる」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。	1

第4-1 (2)	「速やかに、致死量以上の麻酔薬の投与、頸椎脱臼等の科学的又は物理的方法による等」を「科学的又は物理的方法により、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法等」に修正すべきである。	同上	2
第4-1 (2)	「指針等に基づき」の後に「動物に苦痛のない方法で」を追加すべきである。	苦痛の軽減は、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で行われるべきものであることから、修正の必要はないものと考えています。	3
第4-1 (2)	「中断した実験動物又は疾病等により回復の見込みのない障害を受けた実験動物を処分する場合には、速やかに、致死量以上の麻酔薬の投与、頸椎脱臼等の科学的又は物理的方法による等指針に基づき行うこと」を「中断した実験動物を処分する場合には、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与等指針に基づき、実験動物にできる限り苦痛を与えない方法によって行うこと。当該処置は、原則として獣医師又は十分な訓練を受けたものが実施し、生命活動が途絶えたことを判定できる者が、必ず動物の死を確認すること。ただし、障害や疾病の程度が軽い動物については終生飼養を希望する一般の者へ譲り渡すよう努めること。」等に修正すべきである。	必ずしも一般の者への譲渡は必要ないものと考えています。その他の部分については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。	106
第4-1 (2)	「実験動物の苦痛ができる限り少ない致死処分を専門の知識を有する者が行うこと」を追加すべきである。	ご指摘の事項については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。	1
第4-1 (2)	「実験動物の死体については」の後に「その死亡等を確認の上」を追加すべきである。	同上	21
第4-1 (2)	「実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、実験等を終了した実験動物をできる限り治療を施し終生飼養すること。終生飼養が困難な場合には新たな飼養者（里親）を探すよう努めること。」を追加すべきである。	必ずしも終生飼養の必要はないものと考えています。	1
第4-1 (2)	「対照群として観察した個体や実験終了後も生存に支障のない個体については、新たに飼養を希望するものに譲渡の可能性も検討すること。」を追加すべきである。	同上	6
第4-1 (2)	「回復の見込みのある実験動物は、家庭動物として譲渡すること。譲渡に際しては、確実な適正審査を実施すること。」を追加すべきである。	必ずしも家庭動物として譲渡する必要はないものと考えています。	15
第4-1 (2)	「廃棄ではなく埋葬すること」を追加すべきである。	必ずしも埋葬する必要はないと考えています。	2
第4-1 (2)	「処分する必要のない動物については実験に利用したことへの労りを精神誠意気持ちをこめて心身ともにケア・そして家庭への譲渡の道を与えるものとする。」	必ずしも家庭動物として譲渡する必要はないものと考えています。	5
第4-1 (2)	「実験等を終了し、若しくは中断した実験動物又は」を削除すべきである。	文意を明確にするために、実験等を終了し、若しくは中断した実験動物を殺処分する場合については規定する必要があると考えています。	2
第4-1 (2)	「基づき行うこと。」の後に「適切な処分のないまま障害を受けた実験動物が放置されることはあってはならない。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。	1
第4-1 (2)	「回復の見込みのない障害を受けた実験動物を処分するにあつては」を「回復の見込みもないほどの障害を与えてはならない」と修正すべきである。	実験動物の利用は、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で行われるものと考えています。	1
第4-1 (2)	「回復の見込みのある動物に関しては、獣医学的見地から獣医師が判断を下し、最も適切と思われる医学的処置で症状の回復に最善の努力をすることとする。」を追加すべきである。	ケースバイケースで行われるものと考えています。	1
第4-1 (2)	(2)事後措置の後に「実験等の記録管理の適正化」という項目を追加し、「管理者等は、動物の科学上の利用が、客観性及び必要に応じた透明性を確保しつつ、動物の愛護及び管理の観点から適切な方法で行われるように、実験計画書、実験終了報告書、委員会の議事録、内部査察に関する記録、教育や研修に関する記録等を整備する等、実験等の記録管理を適正に行うよう努めること。」等を追加すべきである。	本基準は、動物実験の適正化に係るものではなく、努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、修正の必要はないものと考えています。	64
第4-2	「実験動物を生産する施設」という項目を「動物の生産及び販売する施設」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に一定程度盛り込まれているものと考えています。	1
第4-2	「その回数を適切なものとする」を「一個体の繁殖できる回数を専門家などから仰ぎ具体的に明示し、それを確実に守る」に修正すべきである。	ケースバイケースで判断されるべき事項であるため、修正の必要はないものと考えています。	1

第4-2	「その回数を適切なものとする」と「一個体の出産回数を年間一回に限り、年齢は7年までとする等、具体的な数値」等に修正すべきである。	同上	3
第4-2	「繁殖期間を過ぎた動物については最大限の福利を考慮せねばならない。」を追加すべきである。	同上	1
第4-2	「ただし、系統の維持の目的等特別な事情がある場合についてはこの限りではない。」を削除すべきである。	系統の維持の目的等特別な事情がある場合の対応について、明記する必要があるものと考えています。	38
第4-2	「ただし、系統の維持の目的等特別な事情がある場合についてはこの限りではない。」に「対象動物の健康等をふまえた上で」を追加すべきである。	特別な事情がある場合については、「対象動物の健康等を踏まえ」の必要があると考えています。	1
第4-2	「譲渡し」を「譲り渡し」に修正すべきである。	妥当な表現であると考えています。	3
第4-2	「動物の譲渡に当たっては、その生理、生態、習性、適正な飼養及び保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を提供し」を「動物の販売・譲渡にあたっては、その生理、生態、習性、適切な飼養及び保管の方法、生産地情報、感染性の疾病等に関する情報を提供し」に修正すべきである。	ケースバイケースで対応すべきものと考えています。	61
第4-2	「販売等の取引状況（輸入、繁殖取引生年月日、相手方の氏名及び連絡先等）を記録した台帳を備え付け5年間保管すること。」等を追加すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、強制力のある規制を課することは制度上できないこととなっています。	64
第4-2	「実験動物を生産する施設の管理者は、繁殖の回数や時期、動物の種類や個体数、病歴等を正しく記録・保管し、速やかに提示できるようにすること。」を追加すべきである。	同上	2
第4-2	「動物の仕入れ、販売等の取引を行うにあたっては相手方が関係法令に違反していないこと及び違反する恐れがないことを確認すること。」を追加すべきである。	同上	2
第4-2	「実験動物を生産する施設とは国により繁殖施設と認定された場所とする。」を追加すべきである。	同上	1
第4-2	「委員会の構成と役割」という項目を追加し、「管理者は、次の事項に留意し、委員会を設置、並びに運用すること。ア．委員会は、実験動物又は獣医学に関する知識並びに経験を有する者、その他管理者が必要と認める者をもって構成すること。イ．委員会は、当該機関の施設を査察し、実験動物の使用及び保管状況を把握して、管理者に報告及び助言を行うとともに、本基準や指針に照らして適切でない状況が認められる場合には、実験動物管理者や飼養者に対し、状況の改善を指示すること。」を追加すべきである。	委員会の設置の必要性については、第1の3で規定されているため、修正の必要はないものと考えています。	52
第4-2	「動物を生産する施設はその動物の生理、生態、習性、適正な飼養及び保管の環境を整備すること。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。このことについては、当該基準の解説書等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	4
第4-2	「むやみに余剰動物を生産させぬよう、適切な繁殖計画を持つこと」を追加すべきである。	同上	18
第4-2	「動物の譲渡し」を「動物の販売や譲渡し」に修正すべきである。	譲渡に販売は含まれるものです。	1
第4-2	「その生理、生態、習性」の前に「必要に応じて」を追加すべきである。	譲渡に当たっての情報の提供は必要なものと考えています。	1
第4-2	「幼齢な動物又は高齢な動物を繁殖の用に供さない」を「歳以下の動物又は歳以上の動物を繁殖の用に供さない」と具体的に年齢表記すべきである。	ケースバイケースで判断されるべき事項であるため、修正の必要はないものと考えています。	1
第4-2	「感染性の疾病」を「感染症」に修正すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正の必要性はないものと考えます。	2
第4	「実験計画は国によって認定されなければならない。」とし、「実験記録は国が収集し、同一の実験結果を共有する。」「委員会を設置し報告書の作成、動物実験管理、実験計画の認可などを行う。」「実験の査察制度を配置する。」ことを追加すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、強制力のある規制を課することは制度上できないこととなっています。	1

837

第5 準用及び適用除外

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第5	「準用及び適用除外」という項目を「準用」に修正すべきである。	適用除外についても規定しているため、修正の必要性はないものと考えます。	1

第 5	この項目の全文を削除すべきである。	準用及び適用除外は必要であると考えています。	3
第 5	「また、この基準は、畜産に関する使用管理の教育若しくは試験研究または畜産に関する育種改良を行うことを目的として飼養し、又は保管する実験動物の管理者等及び生態の観察を行うことを目的として飼養し、又は保管する実験動物の管理者等には適用しない。」を削除すべきである。	この適用除外は必要であると考えています。	73
第 5	畜産目的の実験動物については本基準を適用すべきである。	畜産目的で飼養及び保管をされる動物には「産業動物の飼養保管基準」が、実験目的で飼養及び保管をされる動物には「実験動物の飼養保管等基準」が適用されます。	55
第 5	「また、この基準は、畜産に関する使用管理の教育若しくは試験研究または畜産に関する育種改良を行うことを目的として飼養し、又は保管する実験動物の管理者等及び生態の観察を行うことを目的として飼養し、又は保管する実験動物の管理者等には適用しない。」を「学校、福祉施設等で、生態の観察を行うことを目的として飼養し、又は保管する動物に係る飼養及び保管に係る基準については、家庭動物等の飼養及び保管に係る基準を準用する。」に修正すべきである。	前段の適用除外は必要であると考えています。後段のご指摘の趣旨については、すでに当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第 5	「また、この基準は、畜産に関する使用管理の教育若しくは試験研究または畜産に関する育種改良を行うことを目的として飼養し、又は保管する実験動物の管理者等及び生態の観察を行うことを目的として飼養し、又は保管する実験動物の管理者等には適用しない。」を理解が容易なように再整理し、箇条書きあるいは短い文章に修正すべきである。	原文でも十分に理解が容易であると考えています。	4

137

その他の意見

実験動物小委員会の委員に関するご意見、全文削除のご意見等

5